

門真市総合教育会議会則

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する門真市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、市長が必要と認めるときに開催するものとする。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると認めるときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政部企画課において行う。

(細目)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この会則は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年3月19日から施行する。